

二 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）

改正案	目次 第一章（略） 第二章 公認会計士試験等 第三章（略） 第四章 公認会計士の義務 第五章 公認会計士の責任 第五章の二 第八章（略） 附則 （公認会計士の資格） 第三条 公認会計士試験に合格した者（同一の回の公認会計士試験において、第八条に規定する短答式による試験及び論文式による試験の試験科目の全部について、第九条及び第十条の規定により短答式による試験及び論文式による試験を免除された者を含む。第十二条を除き、以下同じ。）であつて、第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が二年以上であり、かつ、第十六条第一項に規定する実務補習を修了し同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者は、公認会計士となる資格を有する。
現行	目次 第一章（略） 第二章 公認会計士試験 第三章（略） 第四章 公認会計士及び会計士補の義務 第五章 公認会計士及び会計士補の責任 第五章の二 第八章（略） 附則 （会計士補） 第三条 会計士補は、公認会計士となるのに必要な技能を修習するた め、会計士補の名称を用いて、前条第一項の業務について、公認会 計士又は監査法人を補助する。 2 会計士補は、他人の求めに応じ報酬を得て、会計士補の名称を用 いて、業として前条第二項の業務を営むことができる。 3 前条第二項但書の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。

一 八 (略)

第二章 公認会計士試験等

(公認会計士試験の目的及び方法)

第五条 公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、第八条に定めるところによつて、短答式(択一式を含む。第八条及び第九条において同じ。)及び論文式による筆記の方法により行う。

第六条及び第七条 削除

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士又は会計士補となることができない。

一 八 (略)

第二章 公認会計士試験

(公認会計士試験の種類)

第五条 公認会計士試験を分けて、これを第一次試験、第二次試験及び第三次試験とする。

2 第二次試験に合格した者又は第九条の規定による第二次試験の免除が全科目に及ぶ者は、会計士補となる資格を有する。

3 第三次試験に合格した者は、公認会計士となる資格を有する。

(第一次試験)

第六条 第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な一般的学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、国語、数学、外国語(内閣府令で定めるものに限る。)及び論文について、筆記の方法により行う。

(第一次試験の免除)

第七条 左の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一次試験は

、これを免除する。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は同法第五十七条第二項の規定によりこれと同等以上の学力があると認められた者

二 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校
高等科、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学予
科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門
学校を卒業し、又は修了した者

三 高等試験予備試験又は不動産鑑定士試験第一次試験に合格した
者

四 前二号に該当する者のほか、政令の定めるところにより、前二
号のいずれかに該当する者と同等以上の一般的学力を有すると認
められた者

五 司法試験予備試験に合格した者

2 第一次試験に合格した者に対しては、その後の第一次試験を免除
する。

（第二次試験）

第八条 第二次試験は、会計士補となるのに必要な専門的学識を有す
るかどうかを判定することをもつてその目的とし、短答式（択一式
を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）及び論文式に
よる筆記の方法により行う。

2 第二次試験は、第一次試験に合格した者又は前条の規定により第

（公認会計士試験の試験科目等）

第八条 短答式による試験は、次に掲げる科目について行う。

一 財務会計論（簿記、財務諸表論その他の内閣府令で定める分野
の科目をいう。以下同じ。）

二 管理会計論（原価計算その他の内閣府令で定める分野の科目を
いう。以下同じ。）

三 監査論	四 企業法（商法その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）	2 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者及び次条の規定により短答式による試験を免除された者（試験科目の全部について試験を免除された者を含む。）につき、次に掲げる科目について行う。	一 会計学（財務会計論及び管理会計論をいう。以下同じ。）	二 監査論	三 企業法	四 租税法（法人税法その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）	五 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目	イ 経営学	ロ 経済学	ハ 民法	ニ 統計学	3 前二項に規定する試験科目については、内閣府令で定めるところにより、その全部又は一部について範囲を定めることができる。	4 公認会計士試験においては、その受験者が公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、実践的な思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。
一次試験を免除された者に限り、これを受けることができる。	3 短答式による試験は、会計学及び商法（内閣府令で定める部分を除く。次項及び次条第二項において同じ。）について行う。	4 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者及び次条第一項の規定により短答式による試験を免除された者につき、次に掲げる科目について行う。	一 会計学（簿記、財務諸表論、原価計算及び監査論に分ける。）	二 商法	三 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する二科目	イ 経営学	ロ 経済学	ハ 民法					

(短答式による試験科目の一部免除等)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、短答式による試験を免除する。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（予科を含む。以下同じ。）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において三年以上商学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
- 二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
- 三 高等試験本試験に合格した者
- 四 司法試験に合格した者

2 前項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、短答式による試験を免除する。

- 一 税理士法第三条第一項第一号若しくは第二号の規定により税理士となる資格を有する者又は税理士試験の試験科目のうち簿記論

(第二次試験の一部免除)

第九条 次項第一号、第三号又は第四号に該当する者に対しては、その申請により、第二次試験の短答式による試験を免除する。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、第二次試験の論文式による試験を免除する。

- 一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学（予科を含む。以下同じ。）、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上商学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者については、会計学及び経営学
- 二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上経済学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者については、経済学
- 三 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者については、商法及び民法

及び財務諸表論の二科目について同法第七条第一項に規定する政令で定める基準以上の成績を得た者（同条第三項の規定により、同条第一項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなされる者を含む。） 財務会計論

二 商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された者 政令で定める科目

三 前条第一項各号に掲げる科目の全部又は一部に関連する事務又は業務に従事した期間が通算して七年以上である者として政令で定める者 政令で定める科目

3 短答式による試験に合格した者に対しては、その申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる短答式による試験を免除する。

4 前三項の申請の手続は、内閣府令で定める。

（論文式による試験科目の一部免除）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、論文式による試験を免除する。

- 一 前条第一項第一号に掲げる者 会計学及び経営学
- 二 前条第一項第二号又は第四号に掲げる者 企業法及び民法
- 三 前条第一項第三号に掲げる者 高等試験本試験において受験し

四 前条第四項各号に掲げる科目の一又は二以上について高等試験本試験又は司法試験を受け当該試験に合格した者については、当該試験において受験した科目（司法試験においては、商法及び民法）

五 不動産鑑定士試験第二次試験に合格した者については、経済学及び民法

（第三次試験）

第十条 第三次試験は、公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、財務に関する監査、分析その他の実務（税に関する実務を含む。以下同じ。）及び論文について、筆記及び口述の方法により行う。

2 口述試験は、第十二条の規定により実務補習を受け、及び第二条第一項の業務について公認会計士若しくは監査法人を補助し、又は

た科目（当該科目が商法である場合にあっては、企業法）

四 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上経済学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 経済学

五 不動産鑑定士試験第二次試験に合格した者 経済学又は民法

六 税理士法第三条第一項第一号又は第二号の規定により税理士となる資格を有する者 租税法

七 第八条第二項各号に掲げる科目の全部又は一部について、公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有するものとして政令で定める者 政令で定める科目

2 論文式による試験において、試験科目のうちの一部の科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者については、その申請により、当該論文式による試験に係る合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる論文式による当該科目についての試験を免除する。

3 前二項の申請の手続は、内閣府令で定める。

（削る）

財務に関する実務に従事することにより修得される技能の程度の判定に意を用いて、筆記試験において公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者について行う。

3 筆記試験において前項に規定する成績を得た者（当該筆記試験の成績が、第三次試験の合格に必要な成績に照らし十分でない」と公認会計士・監査審査会が判定した者を除く。）については、その申請により、当該筆記試験に係る第三次試験の合格発表の日から起算して二年を経過する日までに行われる筆記試験を免除する。

（第三次試験受験の要件）

第十一条 第三次試験は、会計士補又は会計士補となる資格を有する者のうち、次条の規定による実務補習を受けた期間（以下この条において「実務補習期間」という。）が一年以上であり、会計士補と

2 (略) 第十一條 公認會計士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。 (受験手数料)	なる資格を取得した後における次に掲げる期間を通算した期間（以下この条において「業務補助等の期間」という。）が二年以上であつて、かつ、実務補習期間と業務補助等の期間（実務補習期間と重複する期間を除く。）が通算して三年以上となる者に限り、受けることができる。 一 第二条第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助した期間 二 財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事した期間 (実務補習) 第十二條 実務補習は、会計士補又は会計士補となる資格を有する者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の事務所、その組織する団体その他内閣総理大臣の認定する機関において、これを行う。 2 実務補習について必要な事項は、内閣府令をもつて、これを定める。 (受験手数料) 第十三條 公認会計士試験の各試験を受けようとする者は、当該試験の種類ごとに実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。 2 (略)
---	--

(合格証書)

第十二条 公認会計士試験に合格した者には、当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(試験の執行)

第十三条 (略)

(合格の取消等)

第十三条の二 (略)

(試験の細目)

第十四条 この法律に定めるもののほか、公認会計士試験に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(業務補助等)

第十五条 業務補助等の期間は、公認会計士試験の合格の前後を問わず、次に掲げる期間を通算した期間とする。

一 第二条第一項の業務について公認会計士又は監査法人を補助した期間

二 財務に関する監査、分析その他の実務で政令で定めるものに従事した期間

2 この法律に定めるもののほか、業務補助等について必要な事項は

(合格証書)

第十四条 公認会計士試験の各試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(試験の執行)

第十五条 (略)

(合格の取消等)

第十五条の二 (略)

(試験の細目)

第十六条 この法律に定めるものの外、公認会計士試験に関し必要な事項は、内閣府令をもつて、これを定める。

(新設)

、内閣府令で定める。

(実務補習)

第十六条 実務補習は、公認会計士試験に合格した者に対して、公認会計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認会計士の組織する団体その他の内閣総理大臣の認定する機関（以下この条において「実務補習団体等」という。）において行う。

2 前項の認定を申請しようとする者は、内閣府令で定める事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の認定の申請があつた場合において、実務補習の内容、方法その他の事項に関し内閣府令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定を行うものとする。

4 内閣総理大臣は、実務補習団体等が行う実務補習の内容、方法その他の事項が前項に規定する内閣府令で定める基準に照らして適当でないと認めるときは、当該実務補習団体等に対し、必要な指示をすることができる。

5 内閣総理大臣は、実務補習団体等が第三項に規定する内閣府令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくは前項の規定による指示に従わないとき、又は当該実務補習団体等から実務補習団体等としての認定の取消しの申請があつたときは、第一項の認定を取り消すことができる。

6 実務補習団体等は、公認会計士試験に合格した者で当該実務補習

(新設)

団体等において実務補習を受けている者（次項において「受講者」という。）がすべての実務補習の課程を終えたときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該実務補習の状況を書面で内閣総理大臣に報告しなければならない。 7 内閣総理大臣は、前項の規定による報告に基づき、受講者が実務補習のすべての課程を修了したと認めるときは、当該受講者について実務補習の修了したことの確認を行わなければならない。 8 この法律に定めるもののほか、実務補習について必要な事項は、内閣府令で定める。	（外国で資格を有する者の特例） 第十六条の二 （略） 2 内閣総理大臣は、前項の資格の承認をする場合には、内閣府令で定めるところにより、公認会計士・監査審査会をして試験又は選考を行わせるものとする。 3 前項の試験又は選考を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。 4 前項の規定により納付した手数料は、第二項の試験又は選考を受けなかった場合においても、これを還付しない。 5・6 （略） （登録の義務） 第十七条 公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるに
（外国で資格を有する者の特例） 第十六条の二 （略） 2 内閣総理大臣は、前項の資格の承認をする場合には、試験又は選考をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、公認会計士・監査審査会をして試験又は選考を行わせるものとする。 （新設） 3・4 （略） （登録の義務） 第十七条 公認会計士又は会計士補となる資格を有する者が、公認会	

は、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録を受けなければならない。

(名簿)

第十八条 公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

(登録拒否の事由)

第十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士の登録を受けることができない。

- 一 (略)
- 二 心身の故障により公認会計士の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者又は公認会計士の信用を害するおそれがある者

(登録の手続)

第十九条 (略)

2 前項の登録申請書には、公認会計士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

3 日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が公認会計士となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる者である

計士又は会計士補となるには、公認会計士名簿又は会計士補名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令をもつて定める事項の登録を受けなければならない。

(名簿)

第十八条 公認会計士名簿、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

(登録拒否の事由)

第十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士又は会計士補の登録を受けることができない。

- 一 (略)
- 二 心身の故障により公認会計士若しくは会計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者又は公認会計士若しくは会計士補の信用を害するおそれがある者

(登録の手続)

第十九条 (略)

2 前項の登録申請書には、公認会計士又は会計士補となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

3 日本公認会計士協会は、第一項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることができる者であり、かつ、登録を受けることができる

と認めたときは、遅滞なく第十七条の登録を行い、登録を受けようとする者が公認会計士となることができない者又は登録を受けることができない者であると認めたときは、第四十六条の十一に規定する資格審査会の議決に基づいて、登録を拒否しなければならない。

4 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(変更登録)

第二十条 公認会計士は、第十七条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

(登録の抹消)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、公認会計士の登録を抹消しなければならない。

- 一 公認会計士がその業務を廃止したとき。
- 二 公認会計士が死亡したとき。
- 三 公認会計士が第四条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 四 公認会計士が心身の故障により公認会計士の業務を行わせるこ

きる者であると認めたときは、遅滞なく第十七条の登録を行い、登録を受けようとする者が公認会計士又は会計士補となることができない者又は登録を受けることができない者であると認めたときは、第四十六条の十一に規定する資格審査会の議決に基づいて、登録を拒否しなければならない。

4 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(変更登録)

第二十条 公認会計士又は会計士補は、第十七条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

(登録の抹消)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、公認会計士又は会計士補の登録を抹消しなければならない。

- 一 公認会計士又は会計士補がその業務を廃止したとき。
- 二 公認会計士又は会計士補が死亡したとき。
- 三 公認会計士又は会計士補が第四条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 四 公認会計士又は会計士補が心身の故障により公認会計士又は会

とがその適正を欠くおそれがあるとき。

2・3 (略)

(登録及び登録の抹消の公告)

第二十一条の二 日本公認会計士協会は、公認会計士又は外国公認会計士の登録をしたとき及び当該登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

(登録抹消の制限)

第二十一条の三 日本公認会計士協会は、公認会計士又は外国公認会計士が懲戒の手續に付された場合においては、その手續が終了するまでは、第二十一条第一項第一号又は第十六条の二第五項第一号（第二十一条第一項第一号の規定に係る場合に限る。）の規定による当該公認会計士又は外国公認会計士の登録の抹消をすることができない。

(登録の細目)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、登録の手續、登録の抹消、公認会計士名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

第四章 公認会計士の義務

計士補の業務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるとき。

2・3 (略)

(登録及び登録の抹消^まの公告)

第二十一条の二 日本公認会計士協会は、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録をしたとき及び当該登録を抹消^ましたときは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告しなければならない。

(登録抹消の制限)

第二十一条の三 日本公認会計士協会は、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士が懲戒の手續に付された場合においては、その手續が終了するまでは、第二十一条第一項第一号又は第十六条の二第三項第一号（第二十一条第一項第一号の規定に係る場合に限る。）の規定による当該公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録の抹消をすることができない。

(登録の細目)

第二十二条 この法律に定めるものの外、登録の手續、登録の抹消、公認会計士名簿、会計士補名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令をもつて、これを定める。

第四章 公認会計士及び会計士補の義務

(信用失墜行為の禁止)

第二十六条 公認会計士は、公認会計士の信用を傷つけ、又は公認会計士全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第二十七条 公認会計士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。公認会計士でなくなつた後であつても同様とする。

第五章 公認会計士の責任

(懲戒の種類)

第二十九条 公認会計士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

一 三 (略)

(一般の懲戒)

第三十一条 公認会計士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は第三十四条の二の規定による指示に従わないときは、内閣総理大臣は、第二十九条各号に掲げる懲戒の処分をする

(信用失墜行為の禁止)

第二十六条 公認会計士又は会計士補は、公認会計士若しくは会計士補の信用を傷つけ、又は公認会計士及び会計士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第二十七条 公認会計士又は会計士補は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。公認会計士又は会計士補でなくなつた後であつても同様とする。

第五章 公認会計士及び会計士補の責任

(懲戒の種類)

第二十九条 公認会計士又は会計士補に対する懲戒処分は、次の三種とする。

一 三 (略)

(一般の懲戒)

第三十一条 公認会計士若しくは会計士補がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は公認会計士が第三十四条の二の規定による指示に従わないときは、内閣総理大臣は、第二十九条

ことができる。

(懲戒の手続)

第三十二条 何人も、公認会計士に前二条に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、公認会計士に前二条に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

4・5 (略)

(調書の作成及び公開並びに懲戒処分公告)

第三十四条 内閣総理大臣は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、かつ、前条に規定する処分があつたときは、特にその結果を明らかにしておかなければならない。

2 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、前項の調書の縦覧を求め、又は内閣府令で定めるところにより実費を支弁して、その謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。ただし、当該公認会計士又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分がなされ、又は懲戒処分をしない旨の決定があつた後でなければ、同項の調書の縦覧を求め、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができない。

各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

(懲戒の手続)

第三十二条 何人も、公認会計士又は会計士補に前二条に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、公認会計士又は会計士補に前二条に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

4・5 (略)

(調書の作成及び公開並びに懲戒処分公告)

第三十四条 内閣総理大臣は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、且つ、前条に規定する処分があつたときは、特にその結果を明らかにして置かなければならない。

2 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、前項の調書の縦覧を求め、又は内閣府令の定めるところにより実費を支弁して、その謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。但し、当該公認会計士若しくは会計士補又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分がなされ、又は懲戒処分をしない旨の決定があつた後でなければ、同項の調書の縦覧を求め、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができない。

3 (略) (業務の範囲) 第三十四条の五 監査法人は、第二条第一項の業務を行_レうほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行_レうことができる。 一 (略) 二 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習	3 (略) (業務の範囲) 第三十四条の五 監査法人は、第二条第一項の業務を行_なうほか、その業務に支障のない限り、定款で定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行_なうことができる。 一 (略) 二 会計士補又は会計士補となる資格を有する者に対する実務補習
(設置) 第三十五条 (略) 2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 公認会計士及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分に関する事項を調査審議すること。 二 四 (略)	(設置) 第三十五条 (略) 2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 公認会計士、会計士補及び外国公認会計士に対する懲戒処分並びに監査法人に対する処分に関する事項を調査審議すること。 二 四 (略)
(設立、目的及び法人格) 第四十三条 (略) 2 協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士の登録に関する事務を行_レうことを目的とする。 3 (略)	(設立、目的及び法人格) 第四十三条 (略) 2 協会は、公認会計士の品位を保持し、第二条第一項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行_ない、並びに公認会計士及び会計士補の登録に関する事務を行_なうことを目的とする。 3 (略)

(会則) 第四十四条 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。 一 六 (略) 七 公認会計士の登録に関する規定 八 十 (略) 十一 公認会計士試験に合格した者の実務補習に関する規定 十二 十六 (略) 2 (略) (入会及び退会) 第四十六条の二 (略) (削る) (名称の使用制限) 第四十八条 (略) (削る) 2 前項の規定は、法律の規定により定められた名称を使用すること又は外国公認会計士がその資格を示す適当な名称を使用することを	
(会則) 第四十四条 協会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならぬ。 一 六 (略) 七 公認会計士及び会計士補の登録に関する規定 八 十 (略) 十一 会計士補又は会計士補となる資格を有する者の実務補習に関する規定 十二 十六 (略) 2 (略) (入会及び退会) 第四十六条の二 (略) 2 会計士補は、会則の定めるところにより、協会の会員となることができる。 (名称の使用制限) 第四十八条 (略) 2 会計士補でない者は、会計士補の名称又は会計士補と誤認させるような名称を使用してはならない。 3 前二項の規定は、法律の規定により定められた名称を使用すること又は外国公認会計士がその資格を示す適当な名称を使用すること	

妨げない。

（公認会計士の使用人等の秘密を守る義務）

第四十九条の二 公認会計士、外国公認会計士若しくは監査法人の使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、第二条第一項又は第二項の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

（報告及び検査）

第四十九条の三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項又は第二項の業務に関し、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項の業務に関し、当該職員に公認会計士、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他その業務に係のある場所に立ち入り、その業務に係のある帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 （略）

第五十一条 偽りその他不正の手段により公認会計士又は外国公認会計士の登録を受けた者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

を妨げない。

（公認会計士の使用人等の秘密を守る義務）

第四十九条の二 公認会計士、会計士補、外国公認会計士若しくは監査法人の使用人その他の従業者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、第二条第一項又は第二項の業務を補助したことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

（報告及び検査）

第四十九条の三 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項又は第二項の業務に関し、公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は監査法人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、第二条第一項の業務に関し、当該職員に公認会計士、会計士補、外国公認会計士又は監査法人の事務所その他その業務に係のある場所に立ち入り、その業務に係のある帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 （略）

第五十一条 偽りその他不正の手段により公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録を受けた者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十七条(第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)又は第四十九条の二の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第四十八条第一項の規定に違反した者

四 (略)

2 第五十四条第三号に該当する者については、前項第三号の規定を適用しない。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四十八条第一項の規定に違反したもの

(削る)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過

第五十二条 第二十七条(第十六条の二第四項において準用する場合を含む。)又は第四十九条の二の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反した者

四 (略)

2 第五十四条第三号又は第四号に該当する者については、前項第三号の規定を適用しない。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第四十八条第一項又は第二項の規定に違反したもの

四 会計士補となる資格を有する者(第四条各号の一に該当する者を除く。)で第四十八条第二項の規定に違反したもの

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過

料に処する。

一 第三十三条第一項第一号の規定（第十六条の二第六項及び第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による事件関係人又は参考人に対する処分違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十三条第一項第二号の規定（第十六条の二第六項及び第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する処分違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第三十三条第一項第三号の規定（第十六条の二第六項及び第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による物件の所持者に対する処分違反して物件を提出しない者

四 第三十三条第一項第四号の規定（第十六条の二第六項及び第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則

第五十七条から第六十条まで 削除

料に処する。

一 第三十三条第一項第一号の規定（第十六条の二第四項及び第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による事件関係人又は参考人に対する処分違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十三条第一項第二号の規定（第十六条の二第四項及び第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による鑑定人に対する処分違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第三十三条第一項第三号の規定（第十六条の二第四項及び第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による物件の所持者に対する処分違反して物件を提出しない者

四 第三十三条第一項第四号の規定（第十六条の二第四項及び第三十四条の二十一第三項において準用する場合を含む。）による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則

第五十七条から第五十九条まで 削除

第六十条 昭和三十三年七月三十一日までに商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者及び同日までに公認会計士特例試験等に関する法律による改正前の第五十七条第二項各号に掲

第六十五条 (略)

(削る)

第六十六条 削除

げる職の一又は二以上にあつてその職にあつた年数を通算して十四年以上になつた者は、第十一条の規定にかかわらず、第三次試験を受けることができる。

第六十五条 (略)

2 会計士補又は会計士補となる資格を有する者が第三次試験を受ける場合において第十一条の規定の適用については、計理士として会計に関する検査又は証明の業務に従事していた期間は、これを第十条の規定による実務補習を受けた期間又は当該期間の外に会計士補として第二条第一項の業務について公認会計士を補助した期間とみなす。

第六十六条 計理士法の規定による計理士試験に合格した者に対しては、公認会計士試験第一次試験は、これを免除する。